

特定非営利活動法人 あすてりずむ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 あすてりずむ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵1 1 1 3番地6 9に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日常生活及び社会生活において、さまざまな困難を抱える障害児及び障害者に対し、地域社会の中で誰もが安心して豊かな暮らしを送ることができる新しい福祉システムの構築を目指し、家族への支援、食育にも力を入れ、お互いに助け合いながら生きていく社会への増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者に対する支援事業及び福祉サービス事業
 - ② 高齢者及び成人に対する支援事業及び福祉サービス事業
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ④ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を経営する事業
 - ⑤ 児童福祉法に規定する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業
 - ⑥ 人権擁護に関する啓発事業
 - ⑦ 地域との交流に関する事業
 - ⑧ 子育て支援に関する事業

- ⑨ 障害者総合支援法に基づく生活サポート事業
- ⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ⑪ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体
- (3) 利用会員 この法人のサービスを受ける個人

(入会)

第7条 会員の入会については、条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分

の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき
- (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。
 - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
 - 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その業務を代行する。
 - 4 代表理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること

(役員任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置くことができ、職員を置くことができる。

- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。
- 3 職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第14条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することがで

きない。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の3分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
 - 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名又は署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から1ヶ月以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通

知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名又は署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、

代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	高橋	早苗
副代表理事	高橋	茂行
理 事	藤堂	珠英
理 事	中村	彩

理 事 横須賀 濤
監 事 石渡 裕之

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和6年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 正 会 員 入会金0円 年会費0円
 賛助会員 入会金0円 年会費0円
 利用会員 入会金0円 年会費0円

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 あすてりずむ
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1 事業実施の方針

当法人は、日常生活及び社会生活において、さまざまな困難を抱える障害児及び障害者に対し、地域社会の中で誰もが安心して豊かな暮らしを送ることができる新しい福祉システムの構築を目指し、家族への支援、食育にも力を入れ、お互いに助け合いながら生きていく社会への増進に寄与することを目的とし、事業を実施します。

令和7年度は、相談支援事業では、地域の障害児及び障害者のプランの作成、相談業務を行い、自立への支援・障害がある方が地域で安心して暮らせるようサービスを提供します。

児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業では、社会生活を行う上で、支援を必要とする、多くの知的障害児、身体障害児、精神障害児の方々に、児童発達支援、放課後等デイサービスを通じて、学習、運動、礼儀等、障害児個々の能力向上に応じたプログラムを行い、障害児の方々の、成長と自立に向けてのお手伝いをいたします。

2 事業の実施に関する事項（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従業員の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	支出見込み 額 (千円)
障害者に対する支援事業及び福祉サービス事業	福祉有償運送	月～金	さいたま市	5	20	0
高齢者及び成人に対する支援事業及び福祉サービス事業	福祉有償運送	月～金	さいたま市	5	20	0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援	月～金	さいたま市	常勤 2名 非常勤 1名 パート 5名	知的障害者 身体障害者 精神障害者 約20名	0
児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を営営する事業	児童福祉法に規定する障害児通所支援事業の開業支援活動	月～金	さいたま市	2	10	0

児童福祉法に規定する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業	児童発達支援 放課後等デイサービス活動	月～金	さいたま市	常勤 2名 パート 8名	知的障害児 身体障害児 精神障害児 重度心身障害児 定員10名	17,659
人権擁護に関する啓発事業	人権擁護に関する啓発活動	年中	さいたま市	2	10	0
地域との交流に関する事業	地域との交流に関する活動	年中	さいたま市	2	10	0
子育て支援に関する事業	障害児に対する親子サロン活動	週3回	さいたま市	パート 3名	知的障害児 身体障害児 精神障害児 重度心身障害児 約20名	
障害者総合支援法に基づく生活サポート事業	障害者の生活サポート活動	月～金	さいたま市	パート 4名	知的障害児者 身体障害児者 精神障害児者 重度心身障害児者 約10名	0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	障害者の支援プランの作成、情報提供や助言等に関する相談支援活動	土～日、祝	越谷市及びさいたま市	非常勤 1名	知的障害児者 身体障害児者 精神障害児者 重度心身障害児者 約10名	120
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害者の支援プランの作成、情報提供や助言等に関する相談支援活動	土～日、祝	越谷市及びさいたま市	非常勤 1名	知的障害児者 身体障害児者 精神障害児者 重度心身障害児者 約70名	0

令和 7 年度 活動予算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

特定非営利活動法人あすてりずむ
単位：円

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
障害児に対する支援事業及び福祉サービス事業収益	0		
高齢者及び成人に対する支援事業及び福祉サービス事業収益	0		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益			
児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を営む事業収益	0		
児童福祉法に規定する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業収益	21,600,000		
人権擁護に関する啓発事業収益	0		
地域との交流に関する事業収益	0		
子育て支援に関する事業収益			
障害者総合支援法に基づく生活サポート事業収益			
	20,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業			
	340,000		
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業収益			
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0	0	
経常収益計 (A)			21,960,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	12,000,000		
臨時雇賃金	240,000		
法定福利費	400,000		
人件費計	12,640,000		
(2)その他経費			
仕入高	0		
旅費交通費	400,000		
車両費	744,000		

	水道光熱費	255,000		
	地代家賃	3,240,000		
	減価償却費	150,000		
	保険料	350,000		
	その他経費計	5,139,000		
	事業費計		17,779,000	
2	管理費			
	(1)人件費			
	役員報酬	0		
	人件費計	0		
	(2)その他経費			
	会議費	100,000		
	旅費交通費	0		
	通信運搬費	0		
	水道光熱費	0		
	地代家賃	0		
	雑費	50,000		
	その他経費計	150,000		
	管理費計		150,000	
	経常費用計（B）			17,929,000
	当期経常増減額（A－B）			4,031,000
Ⅲ	経常外収益			
1	固定資産売却益		0	
	経常外収益計（C）			0
Ⅳ	経常外費用			
1	過年度損益修正損		0	
	経常外費用計（D）			0
①	当期正味財産増減額（A－B＋C－D）			4,031,000
②	前期繰越正味財産額			▲ 6,421,832
	次期繰越正味財産額（①＋②）			▲ 2,390,832

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 あすてりずむ
(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

1 事業実施の方針

当法人は、日常生活及び社会生活において、さまざまな困難を抱える障害児及び障害者に対し、地域社会の中で誰もが安心して豊かな暮らしを送ることができる新しい福祉システムの構築を目指し、家族への支援、食育にも力を入れ、お互いに助け合いながら生きていく社会への増進に寄与することを目的とし、事業を実施します。

令和8年度は、相談支援事業では、地域の障害児及び障害者のプランの作成、相談業務を行い、自立への支援・障害がある方が地域で安心して暮らせるようサービスを提供します。

児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業では、社会生活を行う上で、支援を必要とする、多くの知的障害児、身体障害児、精神障害児の方々に、児童発達支援、放課後等デイサービスを通じて、学習、運動、礼儀等、障害児個々の能力向上に応じたプログラムを行い、障害児の方々の、成長と自立に向けてのお手伝いをいたします。

2 事業の実施に関する事項（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従業員の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	支出見込み 額 (千円)
障害者に対する支援事業及び福祉サービス事業	福祉有償運送	月～金	さいたま市	5	20	0
高齢者及び成人に対する支援事業及び福祉サービス事業	福祉有償運送	月～金	さいたま市	5	20	0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援	月～金	さいたま市	常勤 2名 非常勤 1名 パート 5名	知的障害者 身体障害者 精神障害者 約20名	0

児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を経営する事業	児童福祉法に規定する障害児通所支援事業の開業支援活動	月～金	さいたま市	2	10	0
児童福祉法に規定する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業	児童発達支援放課後等デイサービス活動	月～金	さいたま市	常勤 2名 パート 8名	知的障害児 身体障害児 精神障害児 重度心身障害児 定員 10名	17, 519
人権擁護に関する啓発事業	人権擁護に関する啓発活動	年 中	さいたま市	2	10	0
地域との交流に関する事業	地域との交流に関する活動	年 中	さいたま市	2	10	0
子育て支援に関する事業	障害児に対する親子サロン活動	週 3 回	さいたま市	パート 3 名	知的障害児 身体障害児 精神障害児 重度心身障害児 約 20 名	0
障害者総合支援法に基づく生活サポート事業	障害者の生活サポート活動	月～金	さいたま市	パート 4 名	知的障害児者 身体障害児者 精神障害児者 重度心身障害児者 約 10 名	0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	障害者の支援プランの作成、情報提供や助言等に関する相談支援活動	土～日、 祝	越谷市及びさい たま市	非常勤 1 名	知的障害児者 身体障害児者 精神障害児者 重度心身障害児者 約 10 名	20
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害者の支援プランの作成、情報提供や助言等に関する相談支援活動	土～日、 祝	越谷市及びさい たま市	非常勤 1 名	知的障害児者 身体障害児者 精神障害児者 重度心身障害児者 約 70 名	240

令和 8 年度 活動予算書
(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで)

特定非営利活動法人あすてりずむ
単位：円

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
障害児に対する支援事業及び福祉サービス事業収益	0		
高齢者及び成人に対する支援事業及び福祉サービス事業収益	0		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益			
児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を営む事業収益	0		
児童福祉法に規定する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業収益	20,400,000		
人権擁護に関する啓発事業収益	0		
地域との交流に関する事業収益	0		
子育て支援に関する事業収益			
障害者総合支援法に基づく生活サポート事業収益			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	20,000		
	340,000		
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業			
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0	0	
経常収益計 (A)			20,760,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	12,000,000		
臨時雇賃金	240,000		
法定福利費	400,000		
人件費計	12,640,000		
(2)その他経費			
仕入高	0		
旅費交通費	400,000		
車両費	744,000		
水道光熱費	255,000		

地代家賃	3,240,000		
減価償却費	150,000		
保険料	350,000		
その他経費計	5,139,000		
事業費計		17,779,000	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
雑費	50,000		
その他経費計	150,000		
管理費計		150,000	
経常費用計（B）			17,929,000
当期経常増減額（A－B）			2,831,000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計（C）			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計（D）			0
①当期正味財産増減額（A－B＋C－D）			2,831,000
②前期繰越正味財産額			▲ 2,390,832
次期繰越正味財産額（①＋②）			440,168